

いわき市医療センター看護専門学校同窓会規約

第1章 総則

- 第1条 この会は、いわき市医療センター看護専門学校同窓会と称する。
- 第2条 同窓会事務局は、いわき市医療センター看護専門学校内に置く。
- 第3条 同窓会は、磐城共立高等看護学院卒業生及びいわき市医療センター看護専門学校卒業生全員をもって構成する。
- 第4条 この会は、会員の理解と協力のもとに会員相互の親睦と母校の向上発展を図ることを目的とする。

第2章 組織

- 第5条 同窓会は、総会を最高議決機関とする。総会に次ぐ議決機関として役員会を置く。また独自の機関として会計監査を置く。

第3章 総会

- 第6条 総会は、同窓会の最高議決機関であり、全会員で構成される。
- 第7条 総会は、すべて会長が招集する。
- 第8条 総会においては、会務の執行の報告、役員を選出、予算及び決算、その他総会において必要と認めた重要事項を行う。
- 第9条 総会は、原則として出席会員をもって成立し会議の議決は多数決による。
- 第10条 総会は、2年に1回、8月の最終土曜日に開催する。ただし緊急を要する場合は随時開催することができる。

第4章 会員

- 第11条 会員が死亡した時は、資格を消失する。
- 第12条 会員は住所及び姓名変更があった場合は、速やかに事務局に連絡する。

第5章 世話人

- 第13条 各期に世話人を置く。
1. 各期で世話人を選出し、事務局に報告する。
 2. 世話人の任期は2年とし、9月1日より翌翌年の8月31日までとする。再任は妨げない。
 3. 会員の住所・氏名を確認し、次回総会開催年の4月中に事務局に報告する。

第6章 役員

- 第14条 役員は、総会時に選出し承認される。
- 第15条 役員は、会員より選出された会長(1名)副会長(1名)書記(2名)会計(2名)会計監査(2名)によって構成される。
- 第16条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故がある時はその仕事を代行する。
 3. 書記は、本会の運営に関する記録を統括する。
 4. 会計は、本会の会計を行う。
 5. 会計監査は、総会年に会計事務を監査する。
- 第17条 役員の仕事は2年とし、9月1日より翌翌年の8月31日までとする。再任は妨げない。ただし再任は3期までとする。

第7章 会計

- 第18条 同窓会運営の費用は、会費その他の収入によって賄われる。会費は入会時、会費として「3千円」を会計に納入する。また、必要時臨時徴収する。会計年度は役員の仕事と同じとする。

第8章 その他

- 第19条 この規則に定めるもののほか、慶事など必要な事項は、別に役員会が決定する。
- 第20条 同窓会規約及び同窓会審議結果は、同窓会ホームページに掲載する。

- 附則 本会則は、昭和47年3月1日より施行する。
本会則は、平成29年9月1日より施行する。
本会則は、令和元年9月1日より施行する。